

2 人口減少対策

(3) 教育の充実

国への提案事項

1 質の高い教員確保のための環境整備

- 産・育休代員の対象期間の延長及び対象校種・職種の拡大を図ること。
- 生徒指導担当教員、日本語指導担当教員などの教職員定数の拡充及び小学校における教科担任制の対象学年の拡大を図ること。
- スクール・サポート・スタッフの全小中学校への継続的な配置、部活動指導員など教員をサポートする人材を必要とする全ての学校に配置ができるように、財政措置の拡充を図ること。
- 教員採用選考試験の早期化を進めるに当たっては、教育実習を含めた教職課程の編成・実施時期について、大学に対して、早期化に合わせたカリキュラムの見直しを働きかけるなど必要な措置を講じること。
- 給特法の改正など教員の処遇を抜本的に改善する対策を早期に実現し、必要な財政措置を講じること。

2 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現するため、経済的に困難な状況にある家庭へ、切れ目のない支援が行えるよう、奨学給付金制度に端末購入費を勘案するなど更なる教育費負担の軽減を図ること。

2 人口減少対策

(3) 教育の充実

国への提案事項

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援

- 保護者のニーズに対応した支援を行うに当たり、医療的ケア看護職員の配置に係る補助の拡大等、財政措置の更なる充実を図ること。

4 公立学校施設整備の促進

- 公立学校施設の老朽化が進む中、新しい時代の学びに対応した教育環境の向上と施設の長寿命化を図る老朽化対策との一体的な整備等が必要であることから、公立学校施設の整備に係る令和7年度予算の充実を図るとともに、起債元利償還金に対する地方交付税上の措置を拡充すること。

【提案先省庁：総務省、文部科学省、スポーツ庁、文化庁】

2 人口減少対策 (3)教育の充実

1 質の高い教員確保のための環境整備

現状／広島県の取組

- 産・育休代員確保支援加配の要件が、5月から7月末までの期間に産休・育休を取得する見込みがあり、かつ、小・中学校の教職員及び特別支援学校(小・中学部)の教員に限られており、8月以降に産育休を取得する場合や、高等学校・特別支援学校高等部の教職員は加配措置の対象となっていない。
- 全国的な傾向と同様に、本県においても不登校児童生徒数が増加している状況の中で、不登校対策の加配措置をしている学校については、不登校児童生徒の増加率は県全体と比較して低く抑えられている。
- 日本語指導について、教職員定数を活用し、一定の対象児童生徒の在籍がある学校に加配教員(常勤)を配置するとともに、少数在籍校に対する支援として、週当たり5時間程度の非常勤講師の措置を行っている。
- 小学校教科担任制については、高学年の授業のみが対象となっており、小規模校では措置要件を満たすことができず、活用しにくい状況にある。
- スクール・サポート・スタッフの配置や管理職による組織マネジメントの徹底等により、時間外在校等時間が月45時間を超える教員は減少しているものの、依然として多く存在している。
- 質の高い教員の確保に繋げる観点から、全国的に教員採用試験の日程を前倒しする中、本県においては、受験者の負担が大きい等の理由から、今年度及び来年度については、前倒しを見送っている。
- 教員の業務の複雑性や困難性が以前より増大する中、高度な専門的知識や技能等が求められる高度専門職としての職務に見合った処遇となっていない。

課題

- 更なる産・育休代員確保の推進のためには、対象期間の延長や対象校種・職種拡大が必要である。
- 不登校等児童生徒への支援を充実させるためには、個々のニーズに応じた多様な学びの場を整備するとともに、成長を促す伴走者としての教員の配置拡充が必要である。
- 日本語指導について、少数在籍校を含めた、公立学校に在籍する全ての対象児童生徒に十分な指導を実施するために、より一層の定数拡充が必要である。
- 教員の持ちコマ数軽減や業務負担軽減など学校の働き方改革を進めるために、小学校教科担任制の対象を中学年へ拡大するとともに、スクール・サポート・スタッフ等の継続的な配置など教員をサポートする職員の一層の拡充が必要である。
- 教員採用試験の日程の前倒しについては、県内大学関係者からも教育実習の日程との調整で懸念を示されており、実施に当たっては、本県のみならず、全国の大学等において同様に教職課程に係る対応がなされる必要がある。
- 教職の魅力向上や教員不足の解消等を目的とした教員の処遇改善が必要である。

【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金

2 学びのセーフティネットの構築

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援

4 公立学校施設整備の促進

2 人口減少対策
(3)教育の充実

現状／広島県の取組

【学びのセーフティネットの構築】

- 広島県では、高校入学時に、授業等の教育活動で使用する学習者用コンピュータ端末(一人1台端末)を保護者負担で準備するよう案内しており、低所得世帯に対する支援として、端末購入費を対象とした県独自の給付型奨学金を、国の交付要綱等に基づく奨学給付金制度とは別に支給している。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

- 通学中の医療的ケアを理由にスクールバスが利用できない県立特別支援学校の医療的ケア児を対象とした通学支援(登下校時の送迎車両への看護師の配置)を実施している。

【公立学校施設整備の促進】

- 公立学校施設の老朽化が進む中、新しい時代の学びに対応した教育環境の向上と、施設の長寿命化を図る老朽化対策との一体的な整備等が必要である。

課題

【学びのセーフティネットの構築】

- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう継続して支援を行う必要があるが、端末購入費に係る支援が、県の大きな財政負担となっている。
- 小・中学校と同様に、高等学校段階においても一人1台端末が活用できる環境を整備するため、奨学給付金制度に端末購入費を勘案するなど、国庫負担による支援が必要である。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

- 登下校時の送迎車両に通年で看護師を配置する場合、多額の費用を要することから、保護者のニーズに対応した支援を行うためには、安定的な財源確保が不可欠である。

【公立学校施設整備の促進】

- 学校種を問わず、長寿命化改修だけでなく、今後、躯体の耐用年数経過に伴う改築も必要となることなどから、更に多額の財源確保が課題である。

【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金